

## 審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第 2 条（質屋の許可の申請） 質屋営業法施行規則第 3 条（質屋の許可の申請） 質屋営業法施行規則第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審査基準： 質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間：50日以内
申請先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問い合わせ先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 11 号（許可の基準） 質屋営業法第 7 条（保管設備） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第 4 条第 1 項、同条第 2 項（営業所の移転の許可申請） 質屋営業法施行規則第 2 条第 5 項（営業所の移転の許可申請）
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

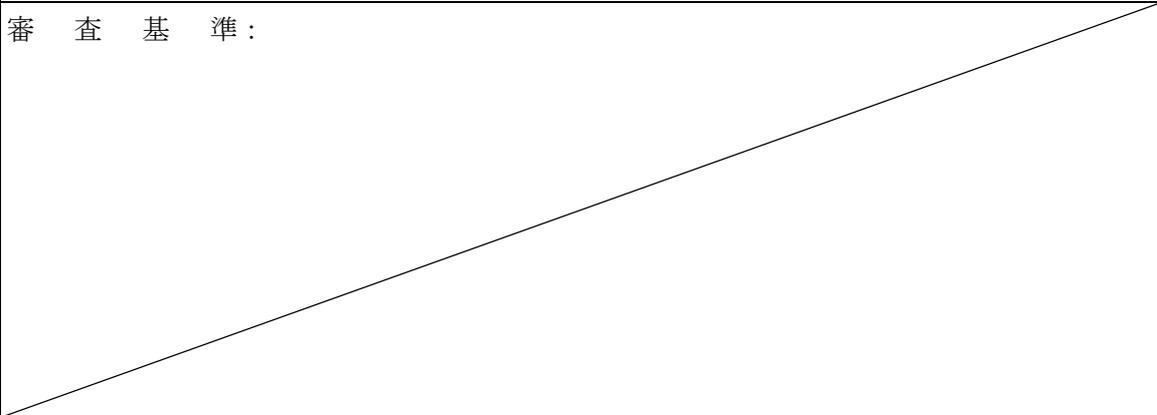
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号、第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 7 号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） 質屋営業法施行規則第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者をしようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実には当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

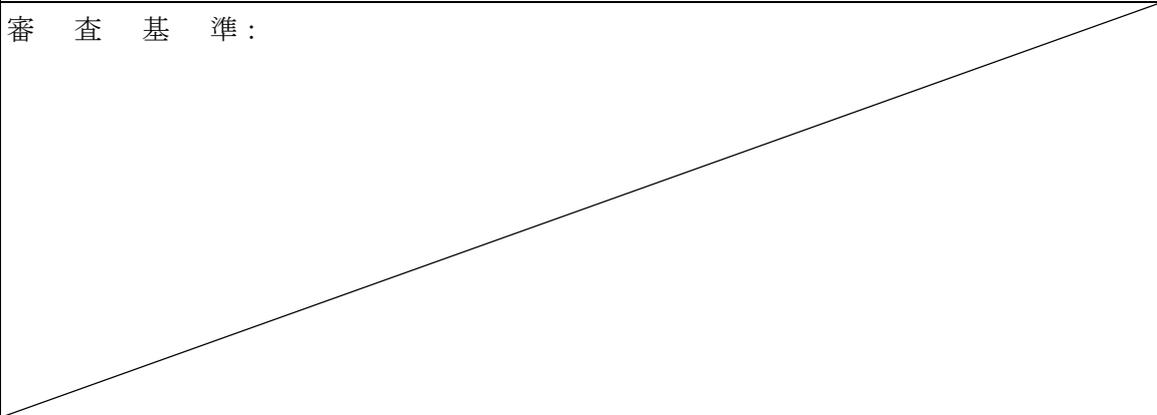
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 2 項(第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 4 条第 2 項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第 12 条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 4 項
処 分 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第 14 条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更） 質屋営業法第9条第2項（許可証の返納） 質屋営業法第28条第6項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第10条（死亡の届出） 質屋営業法施行規則第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適當でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更） 質屋営業法第9条（許可証の返納） 質屋営業法第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第6条（廃業の届出） 質屋営業法施行規則第10条（死亡の届出） 質屋営業法施行規則第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当 する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：